

第7号様式（第7条関係）

善市第 号  
年 月 日

様

善通寺市長 印

奨励措置取消通知書

年 月 日付け 善市第 号にて通知した奨励措置の全部・一部について、善通寺市企業立地の促進に関する条例第6条の規定により、下記のとおり取り消したので、同条例施行規則第7条の規定により通知します。

記

|          |  |
|----------|--|
| 取消しの理由   |  |
| 取消しに伴う措置 |  |

(不服申立て及び取消訴訟)

この決定について不服があるときは、この決定を知った日の翌日から起算して60日以内に善通寺市長に対して異議申立てをすることができます。

この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日（異議申立てをした場合は、これに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、善通寺市を被告として提起することができます。